

平成25年(東)第175号, 第1490号 和解仲介手続申立事件

直送済

申立人 [REDACTED]ほか100名, [REDACTED]ほか9名

被申立人 東京電力株式会社

回 答 書

(J1及びJ2)

平成26年5月16日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

仲介委員 安 藤 武 久 先生

同 丸 山 裕 司 先生

同 裴 毛 誠 子 先生

被申立人代理人弁護士 棚 村 友 博



同 柳 澤 美 佳



頭書事件について、J1世帯及びJ2世帯に関して提示された平成26年4月11日付け全部和解案(以下「本和解案」といいます。)について、以下のとおり回答します。

第1 回答

被申立人は、本和解案について貴パネルの考え方を踏まえ慎重に検討いたしました。が、現時点では、別紙1(J1世帯)及び別紙2(J2世帯)に記載した範囲において受諾します。

その余の点、すなわち、貴パネルより提示された平成26年3月20日付け和解案提示理由書に記載されている以下①②③の点に関する本和解案の考え方については、ご再考をお願いしたく、回答については保留いたします。

なお、以下①については、蕨平地区の避難指示の解除が本件事故後6年間経過後に行われる場合には、その事実が確定した時点で帰還困難区域と同等の賠償をさせていただきますので、現時点では回答を保留するものです。

また、以下②については、各世帯の現在の住宅の状況または移住の必要性・合理性についてご説明をいただいた上で、中間指針第四次追補で定められた住居確保損害の賠償の考え方に基づきお支払させていただきたく、継続して検討させていただ

きますので、現時点では回答を留保するものです。

- ① 本件事故当時、飯舘村蕨平地区（居住制限地区）に住居を有していた申立人らの避難に係る精神的損害（中間指針第二次追補第2の1（1）（指針）Ⅲ）②）の賠償として、平成29年3月までの期間についての賠償を認めている点
- ② 同地区に所在する土地・建物等の財物損害について、その価値減少率を全損と評価している点
- ③ 本件事故発生後、蕨平地区に留まり続けた申立人について妊婦又は子供につき1人100万円、それ以外の者につき1人50万円の精神的損害の増額をしている点

第2 理由

1 上記第1の①及び②の点について

本和解案における上記第1の①及び②の点は、居住制限区域に指定されている蕨平地区に生活の本拠としての住居を有していた申立人らについて、精神的損害の賠償対象期間及び同地区内に所在する土地・建物の財物賠償について、帰還困難区域と同等の賠償水準を認めるものです。

蕨平地区は、平成24年7月17日の区域再編の際、計画的避難区域から、居住制限区域に再編されています。そして、中間指針第二次追補を踏まえて地元自治体と協議の上策定された平成24年7月20日付け経済産業省発表の「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」によれば、賠償基準として、帰還困難区域に対する賠償と居住制限区域に対する賠償とで明確に差異が設けられております。

居住制限区域に指定されている蕨平地区に関し、実際にいつ帰還可能となるかについては、今後の放射線量の推移、除染の進行具合、避難指示の解除に係る各行政機関の政策的判断や帰還に向けての具体的な取り組みによっても影響されるものであるところ、現時点の状況を踏まえても、蕨平地区において、本件事故後6年間に経過する平成29年3月まで住民の帰還が困難である、などとは断定することができないというべきです（現時点は、本件事故から3年余が経過したにとどまります。）。

したがって、本件事故後6年間経過するまでに帰還が可能かどうか不明確である現時点において、申立人各世帯の個別具体的な事情を斟酌することなく、蕨平地区において、一律に帰還困難区域と同等の賠償を実施することは、行政機関において放射線量に限らず様々な事情を総合的に考慮して区域割りを実施し、中間指針第二次追補に基づき、区域割りの結果に応じて賠償金の算定方法に差異を設けている現行の賠償実務に混乱を生じさせ、迅速かつ公平な賠償実務の実現を阻害するおそれがあるものと忌料いたします。

なお第1の②の点につきましては、被申立人としては、中間指針第四次追補に基づき、居住制限区域について移住することが合理的と認められる場合、帰還する場合の各々について住居確保に係る損害をお支払いいたします。本件の解決としては、当該指針の範囲での損害について、まず検討させていただきたいということを付言いたします。

2 上記第1の③の点について

上記第1の③の点については、本件事故発生後、蕨平に留まり続けた申立人について、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、今後も抱き続けるであろうことに関する精神的苦痛に関する慰謝料として、妊婦又は子供につき1人100万円、それ以外の者につき1人50万円の精神的損害の増額をするというものです。

上申書（平成26年4月4日付け）で述べましたとおり、低線量被ばくに関する科学的知見や実際のデータに照らせば、申立人らにかかる損害賠償を基礎付けるだけの具体的な権利侵害があったとはいことができず、現時点で、個別具体的な事情を斟酌することなく、かかる精神的損害の一律に増額することについては、互譲の精神に基づく当事者間の和解の範囲を超えるものと思料いたします（なお、長泥地区の集団申立事件の和解案においては、同様の慰謝料の増額の和解案が示されていますが、当該事案においても、同地区が帰還困難区域に指定されていること等にかんがみ、慰謝料としてではなく、あくまで解決金的性格を有する金銭給付として受諾したにとどまります。なお、同件は、帰還困難区域に指定された長泥地区の事案であり、本件とは基礎的事情が異なります。）。

第3 まとめ

以上のとおり、被申立人としては、和解案を尊重するという見地から真摯に検討しましたが、個別具体的な事情を斟酌することなく、蕨平地区において、一律に帰還困難区域と同等の賠償を実施すること、及び精神的損害を一律に増額することについては、審査会の定めた指針に基づく公平で適切な賠償の考え方と大きく乖離し、申立人以外の多数の被害者の方への賠償との公平を大きく欠く結果を招きます。また、居住制限地区である蕨平地区に係る本和解案の考え方が適用される範囲（射程範囲）も明らかにされていません。

したがって、被申立人としては、現時点においては、まず、第1に述べた範囲の受諾回答をさせていただき、その余の点については仲介委員には再考をお願いするとともに、継続して検討させていただくことについてご理解をいただきたいと存じます。

以 上